

○京都府自治会館管理規則

(平成8年2月20日規則第4号)

改正 令和元年5月21日規則第1号 令和3年5月27日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、京都府自治会館（以下「会館」という。）における秩序の維持に関し必要な事項を定め、公務の正常かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組 合 京都府自治会館管理組合をいう。
- (2) 管理者 京都府自治会館管理組合の管理者をいう。
- (3) 会 館 組合の事務又は事業の用に供する建物（土地）、その他の設備（駐車場を含む。）で管理者の管理に属するものをいう。
- (4) 職 員 京都府自治会館管理組合職員をいう。
- (5) 休 日 京都府自治会館管理組合の休日を定める条例（平成8年京都府自治会館管理組合条例第2号）第2条に定める組合の休日をいう。
- (6) 貸室管理者 京都府自治会館の設置及び管理に関する条例（平成8年京都府自治会館管理組合条例第5号）第4条の規定に基づき、許可を受け貸室に入居している団体の長をいう。

(基本原則)

第3条 会館の管理にあたっては、事務の遂行が迅速的確に行われるよう秩序の維持に努めなければならない。

2 職員は、会館の保全と秩序の維持について、常に積極的に努めなければならな

い。

3 会館に入ろうとする者は、職員の執務を阻害し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしないよう留意しなければならない。

4 管理者及び貸室管理者は、会館の信用の向上と繁栄のため、相互に協力しなければならない。

(出入口の開閉時間)

第4条 会館の出入口の開閉時間は次のとおりとする。

(1) 玄関口 開扉 午前8時

閉扉 午後6時

(2) 通用口 開扉 午前8時

閉扉 午後6時

(共用部分の冷暖房の実施)

第5条 共用部分における冷房実施期間は7月1日から8月31日までとし、暖房実施期間は12月1日から翌年3月31日までとする。

2 冷暖房の実施時間は、午前8時20分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は必要と認めるときは、これを変更することができる。

(湯沸器の使用)

第6条 共用部分における湯沸器の使用は、午前8時20分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は必要と認めるときは、これを変更することができる。

(省エネルギー)

第7条 共用部分における電気及び水の使用については、節約を旨とし、濫用してはならない。

(禁止行為)

第8条 何人も会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 建物構造上欠くことのできない主要構造物(建築基準法に基づく耐震壁、梁、床等)の耐力を損なうおそれのある変更をすること。

- (2) 騒音、悪臭等により他の迷惑となる行為をすること。
- (3) 爆発性又は引火性を有する多量の物品その他の危険若しくは不潔な物品又は悪臭ある物品等を会館内に搬入し、又は格納すること。
- (4) 非常時における避難通路としての用途を損なうおそれのある用途に供すること。
- (5) 他に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある動物を飼育すること。
- (6) 会館を汚損し、若しくはき損する行為又は会館内の美観を損なう行為をすること。
- (7) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込む行為をすること。
- (8) 面会若しくは寄付の強要、凶暴な言動又は陰悪の情を催す行為をすること。
- (9) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (10) 通行の妨害となる行為をすること。
- (11) 爆発又は引火の恐れがある物の付近における喫煙その他火気を取り扱う行為をすること。
- (12) 廊下、便所、エレベーター、地下駐車場その他喫煙設備のない場所において喫煙行為をすること。
- (13) 管理者が別に定める場所以外にたばこの吸い殻、マッチ等の燃え残り、紙くず、汚物等を投棄する行為をすること。
- (14) 廊下等のみだりに物品を置く行為をすること。
- (15) 管理者又は区分所有者が認めた以外の者が駐車すること。
- (16) その他会館管理上不相当と認められる行為をすること。

2 管理者は、前項各号の規定に違反した者並びに会館内における共同生活秩序を乱す行為を行った者に対しては、その是正のための必要な勧告、指示又は警告を行うことができる。

(許可を必要とする行為)

第9条 会館において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 金銭、物品等の寄付の募集、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為を

すること。

- (2) 引火性の物、爆発性の物、劇毒物その他の危険物を会館内に搬入し、又は持ち込む行為をすること。
- (3) たき火、コンロ、ストーブその他の火気を使用する行為をすること。
- (4) テント、柵その他これらに類する施設を設置する行為をすること。
- (5) ビラ、ポスター、看板、旗、懸垂幕、プラカードその他これらに類する物件を配布し、掲示し、又は結着する行為をすること。
- (6) 拡声器の使用、放歌高唱等により会館の静隠を害する行為をすること。
- (7) 会館において集会その他の行事を催す行為又は集団で行動することを目的として会館内に立ち入る行為をすること。
- (8) 見学、陳情等のため集団で会館内に立ち入る行為をすること。

2 管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、許可に条件を付し、又は関係者の守るべき事項を指示することができる。

(許可の手続き)

第10条 前条の許可を受けようとする者は、許可申請書（別記第1号様式）により、行為をしようとする日の5日前（当日が休日の場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに管理者に申請しなければならない。この場合において、管理者が必要と認めて指示した書類又は印刷物があるときは、当該書類又は印刷物を許可申請書に添付しなければならない。

2 管理者は、前項の申請に基づき許可をする場合には、許可書（別記第1号様式）を交付しなければならない。ただし、印刷物については検印を押印することによってこれに代えることができる。

(駐車規制)

第11条 管理者が認めた者以外は、会館施設内に駐車してはならない。

(駐車場の管理)

第12条 駐車場の管理は、管理者が行う。

2 駐車を認める車両は、管理者が別に定める。

(駐車場の使用の許可)

第13条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を得なければならない。

2 管理者は、前項の申出があった場合、内容を審査し、許可することを決定した場合には、京都府自治会館駐車許可証（別記第2号様式。以下「駐車許可証」という。）を交付するものとする。

3 駐車を許可された者は、駐車車両のフロントガラスに駐車許可証を掲示し、退場する際には速やかに管理者に駐車許可証を返却しなければならない。

（車両の管理及び損害賠償）

第14条 駐車場を使用する者は、駐車車両を自己の責任において管理するものとし、管理者は、天災地変、盗難、車両の破損、駐車中の事故その他の理由の如何を問わず、駐車場を使用者がその車両に被った損害の責を負わないものとする。

（駐車場使用者の遵守事項）

第15条 駐車場使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理者が白線等によりあらかじめ指定した駐車スペースに車両を駐車するものとし、駐車にあたっては、区画内の中央に正確に駐車し、隣接の車両の移動に支障のないようにすること。
- (2) 管理者の指示及び場内標識に従うこと。
- (3) 駐車場においては、必要以上にエンジンを高速回転させ、警笛を鳴らし、又は騒音を発生させることのないようにすること。特に、深夜及び早朝の車両の出し入れにあたっては、他人及び近隣住民の迷惑とならないよう静かな運転に心掛けること。
- (4) 車両には、必ず施錠すること。
- (5) 施設器具及び他人の車両等を汚損したときは、直ちに管理者に連絡し、その指示に従うこと。また、駐車場内での洗車等を行う場合、他の迷惑にならないよう十分注意して行うこと。
- (6) ガソリンその他の危険物は、駐車場に搬入又は格納してはならない。
- (7) 駐車場を現状のまま使用すること。理由の如何を問わず、駐車場の施設又は設備に変更を加えないこと。

(8) 駐車場の照明器具の消灯に注意すること。

(質問等)

第16条 管理者は、必要があると認めるときは、会館に出入りしようとする者に対して質問をし、又は許可書等の提示を求めることができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、会館の出入口を閉鎖し、又は特に認められた者以外の出入りを禁止することができる。

(違反等に対する措置)

第17条 管理者は、第4条から前条までの規定に基づいて管理者又は貸室管理者が行った措置に違反したと認められ、又はそのおそれが明らかであると認められる者に対し、違反事項の是正を命じ、許可内容を変更し、会館への入場を拒否し、許可を取消し、行為の禁止、会館からの退去又は物件の撤去を命じ、その他必要な措置をとることができる。

2 管理者は、前項の規定に基づき違反者等に対して措置を命じるときは、当該措置の内容を記載した文書を相手方に交付し、若しくは掲示し、又はその旨を口頭で通告するものとする。

3 管理者は、第1項の場合において、物件の撤去につき所有者が前項の命令に従わないときは、これらの者の所在が判明しない等のため前項の命令をすることができないとき又は緊急の必要があると認めるときは、これを撤去し、又は搬出するものとする。この場合において、当該撤去したものは、所有者又は所持者に返還するまでは、管理者が保管するものとする。

(報告)

第18条 会館内において建物等を損傷した者及びこれを発見した者は、管理者に届け出なければならない。

(損害弁償)

第19条 管理者は、会館内において建物等を損傷した者に対して、その損害を弁償させることがある。

(権限の委任)

第20条 管理者は、貸室管理者にその管理する室について、この規則に基づく権

限のうち次の各号に掲げる権限を委任することができる。

- (1) その管理する室において第7条に規定する質問等の行為
- (2) その管理する室において第8条に基づく違反等に対する措置等の行為
(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、会館の秩序の維持について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成8年2月20日から施行する。

附 則 (令和元年5月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則 (令和3年5月27日規則第2号)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

別記第1号様式（第10条関係）（令元規則1・令3規則2・一部改正）

許 可 申 請 書

年 月 日

京都府自治会館管理組合
管理者

様

申請書 住 所
氏 名

管理規則第9条第1項の規定により、京都府自治会館内における行為の許可を申請します。

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
場 所	
行為の目的 及び内容	
実施責任者名	TEL

許 可 書

上記のことについては、下記の条件を付けて許可します。

年 月 日

京都府自治会館管理組合管理者（担当者）

(許可条件)

別記第2号様式（第13条関係）

京 都 府 自 治 会 館
駐 車 許 可 証

自 一 3

京都府自治会館管理組合 ㊞